

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 6 条第 2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに鹿児島県知事に意見書を提出することができる。意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、「(1) 氏名及び住所（団体にあっては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載すること。

令和 7 年 7 月 7 日

鹿児島県知事 塩田 康一

- 1 届出年月日
令和 7 年 5 月 27 日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス末吉店
曾於市末吉町二之方字大園道添 5137-1 外 4 筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トーア 代表取締役 渡瀬 登
宮崎県都城市早水町 4500 番地
- 4 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 11 月 7 日まで
- 6 届出の概要
別紙届出書のとおり